

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日ときは、その翌日)

(第三種郵便物認可)

(号外) 第45号

鳥取県公報

1 昭和47年7月7日 金曜日

目次

◇ 条 例

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和四十七年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十九号

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百

四十四条の二第一項及び博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十八条の規定に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立博物館(以下「博物館」という。)を鳥取市に設置する。

(利用の許可)

第三条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用料の徴収)

第四条 博物館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第五条 教育委員会は、特別の理由があるときは、教育委員会規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(教育委員会規則への委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十七年十月一日から施行する。

(鳥取県立博物館設置条例の廃止)

2 鳥取県立博物館設置条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十三号)は、廃止する。

(重要な公の施設等の指定等に関する条例の一部改正)

3 重要な公の施設等の指定等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第七号を次のように改める。

七 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和四十七年七月鳥取県条例第二十九号)第二条の規定により設置された鳥取県立博物館

別表

一 入館料

| 区 分 | 金 額 | |
|-----------------------|------------|-------------|
| | 通常 展 示 | 特別 展 示 |
| 個 人 | 児童又は中学校の生徒 | 一人一回につき 二〇円 |
| | 高等学校の生徒 | 一人一回につき 三〇円 |
| 団 体 (二十人以上のものに限る。) | 児童又は一般入 | 一人一回につき 五〇円 |
| | 児童又は中学校の生徒 | 一人一回につき 一〇円 |
| | 高等学校の生徒 | 一人一回につき 二〇円 |
| | 学生又は一般人 | 一人一回につき 四〇円 |

二 展示室等使用料

| 区 分 | 金 額 |
|----------|---------------|
| 第一 展 示 室 | 一日につき 一五、〇〇〇円 |
| 第二 展 示 室 | 一日につき 一五、〇〇〇円 |
| 第三 展 示 室 | 一日につき 一七、五〇〇円 |
| 講 堂 | 一日につき 一六、〇〇〇円 |
| 会 議 室 | 一日につき 一三、〇〇〇円 |

備考

1 この表中「一日」とは午前九時から午後五時までをいい、「半日」とは午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までをいう。

2 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料の額に当該額の二割に相当する額を加算する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十一条の四に次の一項を加える。

4 へき地学校等の指定の変更の日(以下この項において「変更日」という。)の前日においてへき地手当の支給を受けていた県費負担教職員で当該県費負担教職員に係る変更日以後におけるへき地手当(以下この項において「新手当」という。)の月額が変更日の前日におけるへき地手当の月額(以下この項において「旧手当の月額」という。)に達しないもの(新手当の支給を受けない者を含む。)については、変更日以後当

該県費負担教職員が引き続き当該学校に勤務する場合には、新手当の月額が当該県費負担教職員に係る旧手当の月額に達するまでの間（新手当の支給を受けない者については、変更日以後）、当該旧手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十七年五月一日から適用する。

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十一号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十三号を次のように改める。

二十三 狂犬病予防等業務従事職員の特殊勤務手当

第二条第三十九号を次のように改める。

三十九 用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当

第二条に次の一号を加える。

四十四 道路上作業従事職員の特殊勤務手当

第二十九条の見出しを「（狂犬病予防等業務従事職員の特殊勤務手当）」

に改め、同条第一項を次のように改める。

狂犬病予防等業務従事職員の特殊勤務手当は、保健所に勤務する職員が狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の規定に基づく狂犬病の予防注射若しくは犬の検診、捕獲等の業務で人事委員会規則で定めるもの又は鳥取県飼犬管理条例（昭和四十七年三月鳥取県条例第八号）の規定に基づく犬の捕獲等の業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

第四十四条第一項中「清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）第十四条第一項の規定に基づく」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十九条第一項の規定に基づくし尿処理施設」に改める。

第四十六条の見出しを「（用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当）」に改め、同条第一項を次のように改める。

用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当は、職員が用地の取得のための折衝業務又は土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）の規定に基づく建築物等の移転若しくは除却等のための折衝業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

第五十二条を第五十三条とし、第五十一条を第五十二条とし、第五十条の次に次の一条を加える。

（道路上作業従事職員の特殊勤務手当）

第五十一条 道路上作業従事職員の特殊勤務手当は、土木部に所属する職員が交通をしや断することなく行なう道路の維持修繕等の作業で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき百二十円とする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第五十一条の規定は、昭和四十七年四月一日から、改正後の第二十九条及び第四十六条の規定は、昭和四十七年七月一日から適用する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十二号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

| | | | |
|--------|---|------------|------------------|
| 気高郡鹿野町 | を | 肢体不自由者更生施設 | 鳥取県立身体障害者更生指導所 |
| | | 肢体不自由者更生施設 | 鳥取県立身体障害者更生指導所 |
| | | | 鳥取県立重度身体障害者更生指導所 |

| | |
|----|--------|
| 生指 | 鳥取市 |
| 導所 | 気高郡鹿野町 |

に改める。

第六条の六を第六条の七とし、第六条の二から第六条の五までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

（鳥取県立重度身体障害者更生指導所の管理の委託）

第六条の二 知事は、鳥取県立重度身体障害者更生指導所の施設設備の保全並びに収容者又は通所者の更生に必要な治療及び訓練に関する事務を社会福祉法人鳥取県厚生事業団に委託する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】